

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年11月17日（平成28年（行情）諮問第682号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（行情）答申第768号）

事件名：「H27年度 開示請求人が来省した時に忙しいことを理由として文部科学省における窓口対応をすることなく後日文書特定のため補正依頼をした行政文書開示請求書」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H27年度開示請求人が来省した時に忙しいことを理由として文部科学省における窓口対応をすることなく後日文書特定のため補正依頼をした行政文書開示請求書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月29日付け27受文科総第2225号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

法5条1号及び2号イに該当しない。（住所のうち都道府県の部分のみ）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てに係る対象文書について

本件に係る開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであったので、対象文書を特定の上、行政文書開示請求書の「氏名又は名称（ふりがな）」、「住所又は居所（ふりがな）」及び「連絡先」の箇所を個人からの請求であれば、個人に関する情報であるため法5条1号の規定に基づき不開示とし、団体等からの請求であれば同条2号イに基づき不開示したところ、異議申立人から、同条1号及び2号イ（住所のうち都道府県の部分のみ）に該当しないとして処分の取消しを求める異議申立てがなされたところである。

2 本件対象文書の特定及び原処分について

- (1) 文部科学省では、情報公開の請求窓口で請求者等が来省した際は、文書情報管理室の担当者が請求者等と面談を行い、どのような文書を希望しているかを確認の上、必要に応じて請求者が希望する文書を保有していると思われる担当課に確認を行い、説明出来る担当者の業務等に応じて面談等で文書の特定を行う場合や、後日文書の特定を行う補正が行われる。請求者との面談時は文書情報管理室及び担当課で面談記録等の作成は行われていないので、担当課が忙しかったかどうか、当日担当課が窓口対応を行ったかどうか判断できる文書は残っていない。
- (2) 一方で、行政文書開示請求書は、それぞれの担当課より開示請求として受付を行うことが決まった段階で、郵送で到着したものか、窓口にて請求がなされたものかを行政文書開示請求書の右上に記載をしている。また、電話等にて補正を行った場合は、行政文書開示請求書内の備考欄に補正が行われた期間等を記載することとなっている。
- (3) 以上のように行われていることから、平成27年度内で開示請求が行われるまでの間に、窓口に来省の後に電話等にて請求内容の補正を行った文書を特定し、行政文書開示請求書内の「氏名又は名称（ふりがな）」の欄には個人の氏名又は団体の名称等が、「住所又は居所（ふりがな）」には個人の住所及び電話番号、又は団体の住所及び電話番号が、「連絡先」には個人の氏名、所属、住所、電話番号が記載されているため法5条1号及び2号イに該当するため不開示とした。
- (4) なお、異議申立人は行政文書開示請求書の「住所」等に記載のある都道府県の箇所は法5条1号及び2号イに該当しないと主張であるが、都道府県名も含めて個人又は団体等に関する情報であるため不開示とするのが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月5日 審議
- ④ 平成29年1月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月6日 審議
- ⑥ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部（行政文書開示請求書の①氏名又は名称欄、②住所又は居所欄及び③連絡先欄の一部）を法5条1号及び2号イに

該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、住所のうち都道府県の部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件対象文書である行政文書開示請求書の氏名又は名称欄に記載されている開示請求者は、上記第3の1において説明したとおり、個人及び個人以外の団体等である。

(イ) 原処分において不開示とした部分（上記1の①ないし③）に記載されている情報は、一体として、開示請求者が個人の場合は法5条1号に該当し、開示請求者が団体等の場合は同条2号イに該当するが、いずれの場合においても不開示部分に記載されている情報を文部科学省が公にした事実や公にする予定はない。

(ウ) なお、本件対象文書の住所（上記1の②）に都道府県に係る記載があるのは、開示請求者が個人である場合のごく一部の場合であり、それ以外の場合には、都道府県に係る記載は省略されている。

以上のことから、本件不開示部分は法5条1号に該当する。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、原処分においては諮問庁が上記において説明するとおり、上記1の①ないし③の部分が不開示とされていることが認められ、本件不開示部分は、開示請求者が個人である場合の行政文書開示請求書の住所又は居所欄に記載されている住所の都道府県部分であると認められる。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 開示請求者が個人である場合の本件対象文書の不開示部分（上記1の①ないし③）には、開示請求者である個人の氏名、住所及び電話番号等が記載されており、一体として開示請求者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該不開示部分は、公にされておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

イ 次に、本件不開示部分の法6条2項による部分開示の可否を検討すると、まず、開示請求者の住所全体については、開示請求者の氏名、電話番号等と一体となって「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当することから、部分開示の余地はない。

また、法6条2項が個人情報について部分開示を認めた趣旨は、個人識別情報のうち、個人識別部分と個人の権利利益を侵害する部分を除いた部分について開示を認めることにより、個人情報の保護に支障のない範囲で情報の公開を図ろうとするものであるから、かかる趣旨に照らすと、開示請求者の住所のうち、都道府県部分をそれ以外の住所の詳細部分と切り離して部分開示の対象とすることはできないというべきである。

ウ したがって、本件不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当するので、これを不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋